長期優良住宅認定申請の流れ

作成日　H21.10.7

さいたま住宅検査センター　｜　申請者　｜　所管行政庁

【副本を2部提出の場合】

居住環境基準の調査
地区計画・景観計画等
届出等 →　← 副本等　市町村

申請（技術的審査）
正本　副本　副本

申請書類
- 長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査依頼書
- 認定申請書
  - ○第一面～第四面
  - ○維持保全計画書（任意書式）
- 設計内容説明書（任意書式）
- 添付図書
  - ○委任状
  - ○付近見取図
  - ○配置図
  - ○仕様書(仕上げ表を含む)
  - ○各階平面図
  - ○床面積求積図
  - ○立面図（2面以上）
  - ○断面図または矩計図
  - ○基礎伏図
  - ○各階床伏図
  - ○小屋伏図
  - ○各部詳細図
  - ○各種計算書（構造計算等）
- その他必要な書類
  - ○居住環境に関する届出等写し

引受
引受受諾書・払込依頼書の発行
引受受諾書　払込依頼書

審査
正本　副本　副本

保管
正本

受け取り
引受受諾書　払込依頼書
適合証の受取までに振込をお願いします。

交付
副本　副本　適合証

受け取り
副本　副本　適合証

※副本2部とも㊞スタンプが押されていることを確認してください。

払込確認書（C票）
（払込依頼書の3枚目）

申請（認定申請）
1部を正本として申請
正本　副本　適合証　建築確認副本※

※確認申請を技術的審査と同時に申請することもできます。

受け取り
副本　認定通知書　建築確認副本

審査
正本　副本　適合証　建築確認副本

申請先

全ての建築物
川口市
川越市
所沢市
越谷市
上尾市
草加市
春日部市
さいたま市 ⚠
狭山市
新座市

4号建築物※
熊谷市　蕨市
三郷市　坂戸市
入間市　飯能市
富士見市　志木市
戸田市　和光市
久喜市　桶川市
八潮市　鳩ヶ谷市
杉戸町　鶴ヶ島市
松伏町　行田市
吉川市　加須市
蓮田市　東松山市
朝霞市　鴻巣市
本庄市　北本市
深谷市　秩父市
幸手市　羽生市
日高市　ふじみ野市

上記以外
埼玉県都市整備部住宅課

※4号建築物
建築基準法第六条第一項
第四号に掲げる建築物

⚠
さいたま市は流れが異なるため注意が必要です。
・申請書類はさいたま市独自のもの（エクセル）を使用。
　※エクセルのバージョンは2003。

・電子データの提出等。
　→フロッピー又はCD-Rでの提出。
　※当センターに技術的審査を依頼される際は、CD-Rでの提出にご協力下さい。

詳しくは、さいたま市のホームページをご参照ください。

【副本を1部提出の場合】※申請書類の内容及び認定申請の申請先は上記と同様です。

申請（技術的審査）
正本　副本

引受
引受受諾書・払込依頼書の発行
引受受諾書　払込依頼書

受け取り
引受受諾書　払込依頼書
適合証の受取までに振込をお願いします。

審査
正本　副本

保管
正本

受け取り
副本　適合証

交付
副本　適合証

副本作成
副本をコピーしてもう1部作成する。
副本 ⇒ ⇒ 副本

払込確認書（C票）
（払込依頼書の3枚目）

申請（認定申請）
1部を正本として申請
正本　副本　適合証　建築確認副本

審査
正本　副本　適合証　建築確認副本

受け取り
副本　認定通知書　建築確認副本

問合せ先
財団法人 さいたま住宅検査センター
お近くの事務所まで